

**多床室・従来型個室・ユニット型（空床利用）
（短期入所用）**

**指定短期入所生活介護
重要事項説明書**

当事業所はお客様に対して指定(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたいことを次の通り説明致します。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 若草会
法人所在地	大分市大字野田 306 番地の 2
電話・FAX	電話：097-549-0012 FAX：097-549-5750
代表者氏名	理事長 安東 真英
設立年月	昭和 49 年 2 月 16 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定(介護予防)短期入所生活介護 (令和 2 年 4 月 1 日指定 大分市 4470101272 号)
事業所の目的	指定（介護予防）短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、お客様がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、お客様に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供いたします。
事業所の名称	創生の里短期介護宿泊施設 ※当事業所は特別養護老人ホーム創生の里に併設されています。
事業所の所在地	〒870-0868 大分市大字野田 306 番地の 2
電話・FAX	電話：097-549-0012 FAX：097-549-5750
施設長氏名	安東 真英
事業所の運営方針	お客様の意志及び人格を尊重し、常にお客様の立場に立ったサービスを提供致します。また、ご利用していただくお客様あつての創生の里であることを自覚し、明るい雰囲気の中で、心配り、心配り、思いやりをもって、サービスを行います。
開設年月日	平成 7 年 4 月 1 日
営業日	年中無休
入所定員	18 人
通常の実施地域	大分市及び由布市

3. 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しております。個室などをご希望される場合は、その旨お申し出ください。(ただし、心身の状況や居室の利用状況により、ご希望に添えない場合がございます。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	6室	従来型個室
2人部屋	4室	多床室
4人部屋	1室	多床室
合計	11室	
食堂	2室	
機能訓練室	1室	【主な設置機械】 平行棒・プラットホーム・メドマー・ マイクロウェーブ・ホットパック等
医務室	1室	
浴室	1室	一般浴・機械浴(特殊浴槽)

★上記は、大分市が定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務付けられている居室・設備です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、お客様に対して指定(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤・非常勤の別(特別養護老人ホームと兼務)
施設長	常勤 1名
生活相談員	常勤 1名 / 非常勤 0名
介護職員	常勤 41名 / 非常勤 3名
看護職員	常勤 4名 / 非常勤 0名
機能訓練指導員	常勤 1名
管理栄養士	常勤 1名 / 非常勤 0名
介護支援専門員	常勤 1名
介護補助員	常勤 2名 / 非常勤 0名
用務員	常勤 0名 / 非常勤 4名
事務員	常勤 5名 / 非常勤 0名
医師	常勤 0名 / 非常勤 2名

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
内科医師（嘱託）	毎週 日曜日 13時～ 木曜日 13時～
精神科医師（嘱託）	毎月2回 第2・第4 金曜日 11時
介護職員	日勤 7:00～16:00 7:30～16:30 8:00～17:00 8:30～17:30 9:00～18:00 9:30～18:30 10:00～19:00 10:30～19:30 11:00～20:00 11:30～20:30 準夜勤 12:30～22:00 夜勤 22:00～9:30
看護職員	早番 8:00～17:00 遅番 9:30～18:30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、お客様に対し以下のサービスを提供致します。

(1) 当事業所が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、居住費・食費を除き、利用料金の9割（通常の場合）が介護保険から給付されます。

居 室	・多床室・従来型個室の提供を致します。
食 事	・管理栄養士による「栄養ケアマネジメント」に沿い、個々の身体状況に合わせ食事の提供を致します。 ・自立支援のため食堂で食事をとっていただくことを原則としていますが、ご自分で食事の出来ない方は食事介助を行います。 また、必要に応じて口腔ケアも行います。 (食事時間) 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～
入 浴	・入浴は週2回以上行います。 ・ねたきりの方でも機械浴槽を使用して入浴を行います。 ・入浴介助や洗髪の介助を行います。
排 泄	・心身の状況に応じて排泄介助を行います。 ・排泄の自立を促すため、出来るだけトイレでの排泄介助を行います。
機能訓練	・心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持またはその減退を予防するための生活リハビリを行います。
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行います。
その他自立への支援	・ねたきり防止のため、できるかぎり離床に配慮致します。 ・健やかで快適な生活が送れるよう援助致します。

〈サービス利用料金〉1日当たり（従来型個室）

1.要介護度と介護費	要支援 1 4,510 円 要支援 2 5,610 円	要介護度 1 6,030 円	要介護度 2 6,720 円	要介護度 3 7,450 円	要介護度 4 8,150 円	要介護度 5 8,840 円
2.サービス提供体制強化加算(I)	220 円					
3.夜勤職員配置加算(I)	130 円					
4.機能訓練体制加算	120 円					
5.送迎加算（片道）	1,840 円（対象者のみ）					
6.療養食加算	80 円（対象者のみ 1食あたり）					
7.若年性認知症利用者受入加算	1,200 円（対象者のみ）					
8.認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,000 円（対象者のみ）					
9.緊急短期入所受入加算	900 円（対象者のみ）					
10.居室に係る自己負担	1,231 円					
11.食事に係る自己負担	1,445 円					
12.介護職員等処遇改善加算（I）	所定単位数×14.0%					

※ 1～4 は 1割～3割負担 5～9 は対象者のみ 1割～3割負担 10～11 は全額負担

※ 12 は月額単位数×14.0%

〈サービス利用料金〉1日当たり（多床室）

1.要介護度と介護費	要支援 1 4,510 円 要支援 2 5,610 円	要介護度 1 6,030 円	要介護度 2 6,720 円	要介護度 3 7,450 円	要介護度 4 8,150 円	要介護度 5 8,840 円
2.サービス提供体制強化加算(I)	220 円					
3.夜勤職員配置加算	130 円					
4.機能訓練体制加算	120 円					
5.送迎加算	1,840 円（対象者のみ）					
6.療養食加算	80 円（対象者のみ 1食あたり）					
7.若年性認知症利用者受入加算	1,200 円（対象者のみ）					
8.認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,000 円（対象者のみ）					
9.緊急短期入所受入加算	900 円（対象者のみ）					
10.居室に係る自己負担	915 円					
11.食事に係る自己負担	1,445 円					
12.介護職員等処遇改善加算（I）	所定単位数×14.0%					

※ 1～4 は 1割～3割負担 5～9 は対象者のみ 1割～3割負担 10～11 は全額負担

※ 12 は月額単位数×14.0%

〈サービス利用料金〉 1日当たり (ユニット型個室 (空床利用))

1.要介護度と介護費	要支援 1 5,290 円 要支援 2 6,560 円	要介護度 1 7,040 円	要介護度 2 7,720 円	要介護度 3 8,470 円	要介護度 4 9,180 円	要介護度 5 9,870 円
2.サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180 円					
3.機能訓練体制加算	120 円					
4.送迎加算 (片道)	1,840 円 (対象者のみ)					
5.療養食加算	80 円 (対象者のみ 1食あたり)					
6.若年性認知症利用者受入加算	1,200 円 (対象者のみ)					
7.認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,000 円 (対象者のみ)					
8.緊急短期入所受入加算	900 円 (対象者のみ)					
9.居室に係る自己負担	2,066 円					
10.食事に係る自己負担	1,445 円					
11.介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数×14.0%					

※ 1～3 は 1割～3割負担 4～8 は対象者のみ 1割～3割負担 ※ 9～10 は全額負担
11 は月額単位数×14.0%

- ★お客様がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス料金の全額をいったんお支払いいただく場合があります。要介護の認定を受けたのち、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)
償還払いとなる場合、お客様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ★介護認定の更新・変更にともない、お客様のご利用負担額が変更します。

◆当事業所の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方 (市町村民税世帯非課税者) や生活保護を受けておられる場合は、施設利用の居住費・食費の負担が軽減されます。

【多床室・従来型個室】

負担限度額					
対象者		区分	居住費		食費
			多床室	従来型個室	
生活保護受給者		利用者負担段階 1	0 円/日	380 円/日	300 円/日
高齢福祉年金受給者					
市民税 非課税 世帯	*年金収入等 80 万円以下の方	利用者負担段階 2	430 円/日	480 円/日	600 円/日
	*年金収入等 80 万円超 120 万円以下の方	利用者負担段階 3 ①	430 円/日	880 円/日	1,000 円/日
	*年金収入等 120 万円超	利用者負担段階 3 ②	430 円/日	880 円/日	1,300 円/日
上記以外の方		利用者負担段階 4	915 円/日	1,231 円/日	1,445 円/日

* 年金収入等 = 公的年金等収入金額 (非課税年金を含む) + その他の合計所得金額

【ユニット型個室（空床利用）】

負担限度額				
対象者	区分	居住費 ユニット型個室	食費	
生活保護受給者	利用者負担段階 1	880 円/日	300 円/日	
老齢福祉年金受給者				
市民税 非課税 世帯	*年金収入等 80 万円以下の方	利用者負担段階 2	880 円/日	600 円/日
	*年金収入等 80 万円超 120 万円以下の方	利用者負担段階 3 ①	1,370 円/日	1,000 円/日
	*年金収入等 120 万円超	利用者負担段階 3 ②	1,370 円/日	1,300 円/日
上記以外の方	利用者負担段階 4	2,066 円/日	1,445 円/日	

*年金収入等＝公的年金等収入金額（非課税年金を含む）＋その他の合計所得金額

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（お客様自己負担分）

以下のサービスは、ご利用料金の全額がお客様のご負担となります。

項目	内容	利用金額
特別な食事	身体状況により特別な食事を提供した場合	要した費用の実費
理容・美容	理容師や美容師の出張によるサービスをご利用した場合	理容サービス：実費 美容サービス：実費
貴重品の管理	お客様のご希望により、貴重品管理サービスをご利用した場合 ○お預かりするもの 金融機関の預金通帳とその届け出た印鑑、有価証券、年金証書等 ○預金の出し入れ ・預金の出し入れが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者（施設長）へ提出していただきます。 ・保管管理者は届出の内容に従い、預金の出し入れを行います。 ・保管管理者は出入金の都度出入金記録簿を作成しその写をお客様へ交付します。	1 月 1,500 円
複写物の交付	サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、コピーが必要な場合は実費をご負担いただきます。	1 枚につき 10 円
インフルエンザ 予防接種費用	住民票のある市町村の予防接種代金となります。	
貸し出し	ご希望によりテレビの貸し出しをします。	1 日 100 円
電気代	お客様個人のテレビ・電気毛布の持込みの場合	1 日 50 円（電気代相当）
レクリエーション、 クラブ活動等	お客様のご希望により、レクリエーションやクラブ活動等に参加していただくことができます。	材料費等 実費

★その他利用料をいただく事態が発生した場合は、その都度お客様にご了解をいただきます。

★経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相応な額に変更することがあります。
その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1 か月前までにご説明致します。

(3) 利用料のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月毎に精算しご請求いたしますので翌月27日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 下記指定口座への振り込み

大分銀行医科大学前支店 普通預金 5075009

(名義) 社会福祉法人 若草会 理事長 安東 真英

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：お客様の取引のある金融機関

ウ. 現金の場合

送迎時またはお迎えに来られた際に受け付け窓口にてお支払いください

(4) ご利用の中止(キャンセル)、変更、追加

- ご利用予定期間の前に、お客様の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。但し、次の場合はキャンセル料をいただきます。

(キャンセル料)

★ご利用予定日の当日にご利用の中止を申し出された場合は、介護度別の介護費の1割プラス食材料費1,445円・居住費(多床室915円/従来型個室:1,231円)をいただきます。

★ご利用予定日の前日にご利用の中止を申し出された場合は、食材料費1,445円をいただきます。

★ご利用予定日の2日前までにご利用中止の申し出があった場合キャンセル料はいただきません。

ただし、お客様に体調不良等の事由がある場合はこの限りではありません。

- サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりお客様の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時をお客様に提示して協議致します。
- お客様がサービスをご利用している期間中でもご利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスに係るご利用料金はお支払いいただきます。
- お客様のご利用期間中に情緒不安定等により、周辺症状や他者への迷惑行為・危険となる状況が発生した場合は、事業所からの退所をお願いすることもあります。

6. 苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当事業所における苦情の 受付窓口	苦情受付窓口（担当者） （職名）主任 （氏名）遠藤 隆介 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:00～17:00
大分市長寿福祉課	電話番号 097-534-6111 受付時間 8:30～17:15（月曜日～金曜日）
大分県国民健康保険団体 連合会	電話番号 097-534-8470 受付時間 8:30～17:00（月曜日～金曜日）

7. 秘密保持について

- (1) 事業所及び事業所の職員は、正当な理由がない限り、介護サービスの提供に際して知り得たお客様及びお客様のご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 事業所は、事業所の職員が退職後、就業中に知り得たお客様及びお客様のご家族の秘密を正当な理由なく漏らすことがないよう配慮します。

8. 緊急時における対応

- (1) 事業所は、サービス提供中にお客様の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに看護師、嘱託医等に連絡を取るなど必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、サービス提供中に、天災その他の災害が発生した場合は、管理者の指示のもと、緊急時マニュアルに基づきお客様の避難等の措置を講じます。また、緊急時に備え、別途定める消防計画に基づき、定期的に避難訓練を実施致します。

9. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、サービス提供中に事故が発生した場合は、市町村、お客様のご家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由によりお客様の生命・身体に損害を及ぼした場合は、お客様に対してその損害を賠償します。

10. 個人情報の取り扱いについて

お預かりした個人情報は、お客様のサービス向上、及びサービスの提供に係る契約後のサービスの実施やサービス担当者会議において使用させていただき、他に流出しないよう注意し、適切・安全に取り扱います。また、情報の変更・訂正・削除が必要な場合は当事業所までご連絡ください。

11. 人権擁護、高齢者虐待防止について

- (1)虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2)虐待の防止のための指針を整備し、定期的を実施する研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識、技術の習得に努めます。
- (3)職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、お客様やご家族の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

12. ハラスメントについて

ハラスメント対策の為、次に掲げる措置を講じております。

- (1)暴言・暴力・ハラスメントに対し組織・地域での適切な対応を図ります。
- (2)職員は、ハラスメントを防止するための研修を受講し、事業所内で共有を図ります。

13. 業務継続計画策定について

- (1)感染症や非常災害の発生時において、お客様に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期業務再開を図るための計画を策定します。
- (2)当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

創生の里短期介護宿泊施設

管理者職名 施設長 氏名 安東真英 ㊟

説明者職名 _____ 氏名 _____ ㊟

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

お客様ご住所 _____

ご氏名 _____ ㊟

お客様代理人ご住所 _____

ご氏名 _____ ㊟ (続柄 _____)

※この重要事項説明書は、大分市条例に基づき、お客様又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

平成13年 1月 1日 一部改正 令和 6年 8月 1日 一部改正